

○浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱

昭和58年 2月26日

告示第6号

改正 昭和60年 4月 1日告示第20号

平成 4年 3月31日告示第38号

平成 6年 4月 1日告示第48号

平成13年 3月 1日告示第10号

平成20年 3月31日告示第43号

(題名改称)

平成26年 3月31日告示第59号

廃止 令和 4年 3月31日告示第44号

(趣旨)

第1条 市長は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第10条の2の規定により設置した浦安市納税貯蓄組合連合会（以下「連合会」という。）を助成し、健全な発達を図るため、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(平4告示38・一部改正)

(補助対象)

第2条 市長は、連合会が行う市民を対象とする納税啓発事業に対して、補助を行うものとする。

(平20告示43・一部改正)

(補助額)

第3条 補助金の額は、200,000円以内で市長が適当と認めた額とする。

(昭60告示20・平4告示38・平6告示48・平26告示59・一部改正)

(交付の申請)

第4条 連合会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付申請書（別記第1号様式）に、当該年度の事業計画書及び歳入歳出予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平20告示43・一部改正)

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（平20告示43・一部改正）

（実績報告）

第6条 連合会は、当該年度の翌年度の4月30日までに、浦安市納税貯蓄組合連合会補助事業実績報告書（別記第3号様式）に事業経過報告書及び歳入歳出決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金額確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（平20告示43・一部改正）

（請求）

第8条 連合会は、前条の規定による通知を受けたときは、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（平20告示43・一部改正）

（補助金の概算払いの請求及び精算）

第9条 連合会は、第5条の規定による通知を受けた場合において、会の運営上必要があるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、連合会は、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた連合会は、第7条の規定による通知を受けたときは、速やかに、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金概算払精算書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（平20告示43・一部改正）

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、連合会が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付

決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、市長は、その返還を命じることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平20告示43・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(浦安市納税貯蓄組合連合会運営費補助金交付要綱の廃止)

2 浦安市納税貯蓄組合連合会運営費補助金交付要綱（昭和54年告示第36号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示は、昭和58年度分の補助金から適用し、昭和57年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年4月1日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日告示第38号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日告示第48号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成13年3月1日告示第10号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第43号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第59号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第44号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条)

浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付申請書

年 月 日

浦安市長 様

浦安市納税貯蓄組合連合会
会長

年度浦安市納税貯蓄組合連合会補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等
交付規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 年度事業計画書
 - (2) 年度予算書

第2号様式(第5条)

第 号
年 月 日

浦安市納税貯蓄組合連合会
会長 様

浦安市長 

浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付決定通知書

年度浦安市納税貯蓄組合連合会補助金の交付を決定しましたので、浦安市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付決定額 円

第3号様式(第6条)

浦安市納税貯蓄組合連合会補助事業実績報告書

年 月 日

浦安市長 様

浦安市納税貯蓄組合連合会
会長

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた 年度浦安市納税貯蓄組合連合会補助金に係る事業を終了したので、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業経費総額 円
- 2 交付決定額
- 3 添付書類
 - (1) 年度事業報告書
 - (2) 年度収支決算書

第4号様式(第7条)

第 号
年 月 日

浦安市納税貯蓄組合連合会
会長 様

浦安市長 

浦安市納税貯蓄組合連合会補助金額確定通知書

年度浦安市納税貯蓄組合連合会補助金の額を確定しましたので、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付確定額 円

第5号様式(第8条)

浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

浦安市納税貯蓄組合連合会
会長 ㊟

年 月 日付け 第 号をもつて額の確定のあつた浦安市納税貯蓄組合連合会補助金を、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付請求額 | 円 |

第6号様式(第9条第1項)

浦安市納税貯蓄組合連合会補助金概算払交付請求書

年 月 日

浦安市長 様

浦安市納税貯蓄組合連合会
会長 ㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた 年度浦安市納税貯蓄組合連合会補助金を、浦安市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払交付請求額 | 円 |

第7号様式(第9条第2項)

浦安市納税貯蓄組合連合会補助金概算払精算書

年 月 日

浦安市長 様

浦安市納税貯蓄組合連合会
会長

年 月 日付け 第 号をもつて額の確定のあつた 年度浦安市納
税貯蓄組合連合会補助金について、浦安市納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱第9条第2
項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 概算払交付額	円
2 交付確定額	円
3 清算額	円